# 官民競争入札等監理委員会 入札監理小委員会 第7回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第7回 官民競争入札等監理委員会 入札監理小委員会 議事次第

日 時:平成18年12月13日(水) 14:10~15:30

場 所:永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

- 1.開 会
- 2. コストガイドライン、実施要項指針の修正について
- 3. 科学技術研究調査実施要項案の審議
- 4.閉 会

## < 出席者 >

# (委員)

樫谷主查、斉藤委員長代理、小林委員、佐藤専門委員、椿専門委員、廣松専門委員

### (総務省)

飯島信也統計局統計調査部調査企画課長、千野雅人経済統計課長

### (事務局)

櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官、堀内企画官

樫谷主査 定刻となりましたので、第7回「入札監理小委員会」を始めたいと思います。本日は、まず厚生労働省関係の5事業の実施要項案の審議経過を踏まえて、コストガイドラインと実施要項の指針について修正を行う必要がありますので、その点につきまして、事務局からの説明を聴取したいと思います。

その後、科学技術研究調査の実施要項について、2回目の審議を行いたいと思います。 それでは、まず、事務局より、コストガイドラインと実施要項の指針についての御説明を お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 この二つの指針のうち、情報開示に関する指針という方は、実施要項の中で過去の情報開示をするという規定がございまして、各省からも内閣府の方で指針のようなものを決めてもらいたいという要請があり、内閣府で案をつくって、これに従って各省に情報開示をやっていただこうということでつくっているものでございます。

もう一つの官の入札額の算定及びその調整に関する指針につきましては、官民競争入札を実施する際に、官の予算の見積りの仕方と民間の経費の計算の仕方が違っておりますので、そこを調整するためにどういう計算をするのかということを指針として定めようというものでございます。

この案につきましては、9月1日に行いました第7回の監理委員会の審議におきまして、 一度、御審議をいただいているものでございまして、その際に、実施要項の審議における 実務的検証、各省への説明などを行う過程で、引き続き検討を続けるようにということに なったものでございます。

今回、当小委員会における5事業の実施要項の審議が終わりましたので、これを受けま して、検討結果について審議をお願いするものでございます。

9月1日に監理委員会に提出いたしました案から、主に変更しているところは、2点ございます。

該当するのは、情報の開示に関する指針の方でございます。一つはモデル事業を既にやっており外部委託になっているというところにつきまして、開示の仕方というものが従前の案にはございませんでしたので、それを追加したところでございます。

もう一つは、従来の実施方法というところでございます。業務のフロー図を付けてもらうということは書いていたのですが、実際にどういう組織でどんな業務分担で仕事をしているのかがわかるように例示を追加をしたというところと、業務の本来の流れとは別のところになるんですが、業務の性質によって相談業務でありますとか、問い合わせ、クレーム処理といったものが重要な要素を占めるという業務もございますので、必要に応じ、そういうことを記載するよう規定を追加したところでございます。

先ほど申し上げました実務的検証という内容でございますけれども、3に書いてあるような方法でやっております。実際には、審議の対象になっている5事業の開示情報をつくっていただく際に、この案に基づいて開示情報を作っていただきました。併せて事務局の方に基礎資料の提出をお願いいたしておりまして、それを基に事務局で内容を検討しまし

て、実施機関との間で記載内容を調整してきたところでございます。

具体的に調整を行いましたのは「 経費」の ~ に書いてあるものでございます。

の全部外部委託になっているというところは、規定を追加するということで整理をさせていただきました。

と は、実際に入札の対象となる範囲のものと、計算をされてくる範囲とが整合していないということがございましたので、入札の対象になる業務の経費がどれぐらいになるかということを計算していただくところが重点であることを踏まえ、入札範囲に整合するように調整をしていただいたところでございます。

に間接部門費というのがございますが、こちらは役所としては初めての経験でございまして、実際に入札の対象にはならないところですが、その関連する範囲をきっちり仕分けいたしまして、実情に合うように調整をしていただいております。

「 従来の実施方法」のところですが、これも規定を整備したところになりますけれ ども、組織図や職員構成、業務分担などを理解に資するために追加をして、記載をしてい ただいております。

なお、今回、対象になりました5事業をやったところなのですが、規定をすべて検討するところまでは行っていないのが実情でございます。例えば「目的の達成の程度」というところがあるのですが、こちらについては指標そのものが整備されていないということもありまして、十分な検討にはならなかったと思っております。

それ以外にも、できるだけ幅広に検討すべきところはやったつもりではありますけれども、今後、いろいろな事業が出てきますし、事業ごとに違いもあると思いますので、その辺を踏まえて、適時、改正を行っていくという前提で御議論をいただければありがたいと思っております。

説明は以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございます。

何か確認する点はありますでしょうか。よろしいですか。

事務局 済みません、指針の方も簡単に御説明させていただきます。

「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針修正案」でございます。これは審議いただきまして、そこから5事業の審議を踏まえた上で出てきた事柄について、指針としてわかりにくい表現であったところについて明確化するということで、最初の1ページ目にございます「1.対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」というところと、審議の中でも御議論をいただきました4ページ目にございます「12.公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項」を修正いたしました。

1ページ目の1.の趣旨といたしましては、今まで経済的な動機づけでサービスの質の確保をするときに、民間の創意工夫が行われるような、そういった仕組みを設けることも重要だという言葉だけだったんですけれども、今回、御審議いただきました内容で、そもそも確保すべきサービスの質というものを設定するに当たって、当然その質を下回った場合は、サービスが十分ではないということですので、委託費をそのまま支払うのはおかしいのではないかということで、当該質を下回った場合の措置ということで、委託費の減額ですとか、契約解除といったことを明確にする必要があるだろう。

ただ、公共サービスのコストが下がればいいという話ではございませんので、そういった措置は置いた上で、このサービスの質がきちんと確保されるように、実施期間中、監督上の措置等について所要の定めを置くことという一文を加えました。

その下はほとんど変えていないんですけれども、そういった事業者の努力を促す仕組みを設けることも重要でありということで、例えばといたしまして、1番目は、民間事業者が実施要項で定める確保すべき質を上回る成果を達成することが望まれる場合。

要するに、一応最低限としては例えば 50% であれば 50% なんだけれども、増えれば増えた方がいいという場合には、それを超えて頑張った民間事業者の方には、当然、追加に達成された成果に応じて、委託費を増額するといったような方法をとるようなことが考えられるんではないかということを追加いたしております。

こういった 、 を例示させていただきまして、事業者の努力を促すさまざまな仕組みを事業の特性に応じて具体的、積極的に検討することということで修正を加えております。

4ページ目の12番でございます。最終的には公共サービスの実施の責任というのは国であるという法律上の整理になっておるんですが、ただ、実際、民間事業者に委託して、当該公共サービスを担っていただくということですので、内部の求償関係のようなものは存在するであろうということで、民間事業者が故意、過失で第三者に損害を与えた場合には、当然、民間公共サービスを実施した民間事業者が第三者に対する賠償の責に任ずべきことということをまず書いた上で、内部の求償関係で、ということで整理をさせていただいております。

読ませていただきます。下線部の引いてあるところが修正した案でございます。

「本項においては、公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について」ということで「当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任ずべきこと」ということを書いて「当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償の責に任じた場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができること」。

は、国の場合でして「国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠

償の責に任じたときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができること」。

下のところで、今までは「求償」という言葉だけだったんですけれども「また、こうした賠償、求償に応ずる義務を」ということで、言葉を明確にしたという修正を行っております。

樫谷主査 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か確認する点がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に科学技術調査研究の実施要項案の審議に移りたいと思います。統計局に お入りいただきたいと思います。

(統計局関係者入室)

樫谷主査 よろしいでしょうか。

それでは、科学技術研究調査の実施要項の案につきまして、事務局からチェック状況と 論点について、御説明いただきたいと思います。5分ぐらいでよろしくお願いします。

徳山企画官 チェック状況でございますが、お手元にございますチェックリストという ことで、事務局としてチェックすることは、監理委員会との関係でいつもお約束している ことでございまして、前回出ておりませんでしたが、今回つくってお出しいたしました。

ただ、時間の関係もございまして、まだ十分な内容にはなっていないかと思いますので、引き続き、チェックリストの内容の充実を図っていきたいと思いますので、これはまたご覧いただければと思います。

そういったチェックリストでチェックする中で、気づいた点というのを、非常に大くく りでございますが、資料 1 として、お話したいと思います。

まず、話の前提としている対象事業の範囲の問題がございます。今回、限定的であって、 挿入とかあて名記入が依然として官の側に残っている。

サービスの質の関係もありますが、回収業務が十分に民間に委ねる体制になっていない。 現に次のサービスの質との設定の間にそごという問題が生じているという視点でございます。

「(3)その他」といたしまして「ア コスト削減」。これは公共サービス改革法の2本柱であるサービスの質ということと、経費の削減でございますが、ある意味、今回の科学技術研究調査が今後の統計業務の民間開放ということを視野に置いた場合のモデル事業的な位置づけであることを踏まえれば、今回の事業においても、そういった将来を見据えた視点に立てば、どういったコスト削減が考えられるのか。コスト削減についての考え方をもう少し明らかにされるべきではないかと思いました。

「イ 評価委員会」という問題がございます。これは評価外部有識者の意見を聞くといったことが、実施要項の落札決定のところと実績評価のところで出てまいりますが、本来 もっと組織的に評価委員会というものを立ち上げることも適切かと思いますし、先行した 厚生労働省関係の事業では、そういった体制になっております。そういうところもございますので、そういった評価委員会という組織が考えられないかという点についても、重要な論点かと思っております。

事務局からは、以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から前回の審議を踏まえて、修正した事項、実施要項の案及び前回はなかった情報公開について、追加的に実施要項案に盛られましたので、それについて、事務局から論点として提示された事項を中心に御説明をお願いしたいと思います。

時間は20分程度で御説明いただきたいと思います。

飯島調査企画課長 お手元の「科学技術研究調査における民間競争入札の実施要項(案)」につきまして、変更点と論点になっているところを中心に御説明させていただきたいと思います。

修正のあったところは、アンダーライン等でわかるようにしてございます。

1ページの(1)といたしまして「なお、従来、調査は総務省統計局(以下『統計局という。)から調査客体に対して」こういう方向で実施してきているということで、従来は国がこういう形で実施しているというのを明確な表現に修正しております。

4ページの(2)の「イ 業務内容」のところですが、最初の3行に少し説明を追加いたしまして、より具体的な形で業務を示しております。

「イ 業務内容」の真ん中辺でございますけれども、例えば前回「電話対応マニュアル (仮称)」という名称でお示ししておりましたけれども、これは御指摘もいただきまして 「照会事例集」という形に表現を変更してございます。

また、統計局からは、毎週1回調査票提出者のリストを出すということで、リストの提示のタイミングも具体的にここで明示しております。

「ウ 業務に伴う作成書類」でございますが、最初の(ア)の調査事項に係る照会につきましては、翌営業日までに報告する形にさせていただきまして、それ以外の一般的な照会につきましては、毎週1回提出していただく。

(イ)の督促を行った客体のリストも毎週1回提出していただくということで、できるだけ週1回ぐらいの提出を考えたいと思います。ただ、調査事項に係る照会につきましては、一度間違った形で回答してしまいますと、それがほかの客体にも同じように回答して、もし万一誤っていた場合に、そこはまた直すのに時間がかかりますので、これだけは毎日報告をいただく形にしたいと思っております。

5ページは、どういう形で民間事業者が名乗るかということも御指摘いただきましたが、一番上のイのところですが、民間事業者は、科学技術研究調査お問い合わせセンターという名称を用いて、業務を行う。この名称と国の委託事業である旨は、最初に統計局から調査対象に配付を想定している依頼文書をここに明記する形で、紛れのないようにしたいと思っております。

3つ目の新しい工のところですが、民間事業者は、調査票の再送付依頼があった場合、 更に調査事項の質問に回答できない場合、速やかに統計局に連絡する。

新しいオですが、統計局は再送付の申し出があった場合は応じる。この辺りを明確にしております。

新しい力のところですが、経費の支払いですけれども、統計局は民間事業者による業務終了後、民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認して、契約金額を支払う。そういう形に書き換えてございます。

「(4)業務に当たり確保されるべき質」でございますが、照会への対応につきましては、統計局が指示したとおりという案になっておりましたが、統計局が提供する照会事例集に沿って対応する。そういう表現に改めております。

また、回収率でございますが、ここでは提出された調査票 (白紙を除く)数を調査客体数で除した値を回収率ということで、より明確化しております。

(5)ですが、これは後ろの 12 ページのところに、簡単に書き込むことによりまして、 ここからは削除いたしております。

6ページでございますが、スケジュールのところに「キ 契約の締結」「ク 事務局の引継ぎ」を明記しております。

「(2)入札実施手続」の部分ですが「ア 提出書類」の一番最後のところは、諸経費の 105 分の 100 という形で明確化しております。

7ページは、落札者を決定するための総合評価のやり方ですが、評価においては、外部 有識者(評価者)による審査も行うということで、外部有識者が評価を行うこと明記して おります。

前回、御指摘、御質問ございましたが、下の「(イ)設備・環境」ですが、統計局からは場所及び設備等、いろいろ制約もございまして、提供することはないということを明記しております。

「(ウ)教育(研修)」についても、いろいろ御指摘をいただいております。カリキュラムということではなくて、プログラムの概要を出していただく形にしまして、その中に 二つの点を含む内容であることという条件を付けております。

一つは、調査の概要と調査事項等の応対についての知識。

8ページに移りますが、個人情報保護に関する各種規定や統計法等についての知識。

この二つだけにいたしまして、応対に関する基本的なマナー等については、ここには特に入れない形にしております。

評価の点数のつけ方は、どうやってつけるのか不明であるという御指摘もありまして、 中央の辺りの「イ 加点項目審査」をもう少し明確な形にいたしました。

そこの表にありますように、0~3点。満点が3点という形で、各評者が各項目ごとに相対評価で点をつけて、各評価者の得点の平均値を事業者のその項目の得点にする。

これについて、下の(ア)から個別の項目がありますけれども「加重2」とか「加重1」

とか、最大で「加重3」までありますが、加重の数値をかけ合わせたものが得点になるという形で、具体的に点数のつけ方を明記してございます。この辺りは、後ろの方の別表にも同じ項目の順番で得点の配分をつけてございます。

9ページまで各項目が並べてございます。

10 ページですけれども、前回の評価点の合計点は、創意工夫の部分を除きますと、140 点が満点でしたけれども、今度は84点が満点ということで、計算式も修正をしてございます。

10ページの一番最後の(3)ですが、初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うという形に書かせていただいております。

11 ページの「7 契約により民間事業者が講ずべき措置等」ということで「(1)報告について」は、先ほどありましたように、毎日あるいは毎週の内容を報告してもらう。

新しい「(ウ)事業報告書」は、業務期間終了後、12月上旬までに提出していただく形で、この二つを報告の内容に改めております。

イの辺りは、削除してございます。

「(2)調査について」のアの電話での確認ですが、これも表現を少し修正しております。

12ページの「(3)指示について」は、必要があると認めた場合には、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置を指示することができるという表現にいたしまして、その際、民間事業者は統計局に対して、助言、協力を求めることができるという形にしてございます。

13 ページも前回御指摘がありましたが、帳簿書類の件でございます。前回の案は力とキと別々になっておりましたが、それを一緒にしまして「カー記録・帳簿書類」という形にいたしまして、本業務に関して作成した記録や帳簿書類は保管しなければならないという形に改めております。

「ク 権利義務の帰属」等につきましては、若干表現を簡潔な形に改めております。

14ページの中央から始まります「サ 契約の解除等」のところですが、これは先ほどのところで、支払い側の最後を確認した後の支払いということですので、新しい「サ 契約の解除等」の表現は「統計局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる」という表現にしてございます。

15ページの「8 契約による民間事業者が負うべき責任」の辺りも、表現を改めて整理しております。

「9 実績評価」の「(1)実施状況に関する調査の時期」ですが、これは業務終了時点における状況を調査する形に改めております。

「(3)調査項目」といたしましては「ア 回収率・照会件数」という形にいたしまして、実績値と比較をする形の調査にしております。

恐縮ですが、別紙3というものが後ろにございますが、そこに「1 従来の実施に要し

た経費」ということで挙げてございますが、その中で中身を歳入する項目などの修正がご ざいまして「物件費」と「間接部門費」のところの金額を修正させていただきました。

主な変更点は以上でございます。

あと、論点になっているところとして、一つはサービスの質のとらえ方でございますが、これは今の資料にも書いてございますが、白紙を除いた調査票の回収率をサービスの質の指標として設けてございます。この業務では、調査対象と直接接触する業務というのは、照会対応、督促がほぼすべてでございまして、一連の業務をいかに効果的に行うかということで、結果に影響が出てくる。回収率に差が出てくると考えております。

そのため、現在の統計の質の確保、向上を図っていくという観点で、最低限、今までの実績値である回収率を確保することが必要であると考えております。また、それ以外に、どういう指標が考えられるかというのも検討したんですが、現時点の状況では、それ以外のデータ、数値化できるものが見当たらない状況もございまして、今回は白紙を除いた回収率を指標とさせていただいて、今後また実施状況を踏まえて、引き続き、検討していきたいと考えております。

検討の督促件数の中で、回収率がどのぐらい出ているかという指標も考えられたんですけれども、今回、督促のやり方自体を民間事業者の創意工夫にお任せする。ですから、どのタイミングで、どういう形で督促するかということが、あらかじめ明確にわからないこともございまして、そういったデータもなかなか使いづらいのではないか。

あと、実績値が適用できないこともございまして、今回は回収率をサービスの質の指標 にさせていただいたという形で、案を出させていただいております。

もう一つ、対象業務の範囲ですけれども、調査票の回収ですけれども、これにつきましては、来年度の調査におきましても、統計センターにおいてデータを入力して、その際に、高度の読み取りで調査票の回収を確認すると考えております。 そういう状況ですので、受託事業者の方で調査票の回収状況を確認、管理しようとしますと、また、事業者の方で、それとは別に調査票のデータ入力が必要になりまして、統計センターでのデータ入力と重複するということで、二重にコストがかかってしまう。

統計局の事業者の方の回収情報の管理と、統計局における集計段階での回収情報の管理ということで、データも二重管理という形になりまして、情報のチェック業務も新たに発生して、非効率になるということもございまして、統計局が調査票の入力と同時に、回収状況の確認を行いまして、受託事業者に情報をお渡しするという形で行うことが、来年度の調査の場合、最も効率よくいくのではないかということで考えております。そういうことで、19年度調査におきましては、送付と疑義照会、記入指導及び回収のための督促業務の部分を民間に委託する対象業務とさせていただきたいと思っております。

先ほど御説明申し上げました入札実施要項の案でございますが、この先のスケジュールなどをいろいろ考えていきますと、もし可能でしたら、1月早々ぐらいに、できれば意見 募集も始めたいと思っておりまして、どうか御審議のほど、よろしくお願いしたいと思い ます。

以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございました。

それでは、何か御意見、御質問のある委員については、御発言いただきたいと思います。 3 時半までぐらいで終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

小林委員 最初に2点にありまして、先ほどのサービスの質の部分で、白紙を除いた回収率の部分ですけれども、やはりサービスの質といったときには、目的の達成との関係から見ないといけないと思います。ですから、1ページにお書きになっているとおり、科学技術に関する研究活動の状態を調査し、振興に必要な基礎資料を得ることを目的としているのであれば、例えば間違って記入しているのはどのぐらいの割合かとか、あるいは空白というか、記入していないところがどのぐらいあるのかとか、後の回収率だけではなくて、全体の記入状況についての基準は考えられないのかということが一つあります。つまり、回収状況だけでは、その後のプロセスの目的の達成ということに、あまりインパクトを持たないので、これはもっと考える必要があるのではないかというのが1点です。

もう一つは、コストの削減の観点で、これを入札にかけることになったときに、どのぐらいの業務の効率性が達成できるのかということで、その辺をどのようにお考えなのかということを確認したいということなんです。

施設については、全部民間事業者が用意することと書いてあって、例えば別紙3のところには、物件費の中に電話代とか郵送料とか、葉書だとか何とかというものが入っているんですが、施設に関するものは参考値として載っているという形になっていると思います。

例えば別紙3のところでも「3 従来の実施に要した施設及び設備」についての情報がありますけれども、これを統計局にいってやらないことによって、どのぐらいのコスト削減というか、コストの面でどういうメリットがあるのかということの説明をお聞きしたいということです。

飯島調査企画課長 最初の方の御質問ですけれども、サービスの質の指標ということで、確かに先生がおっしゃるように、本質的にはもっと記入の中身がどうかというところまで、本来きちんと把握しなければいけないわけですけれども、従来の実績値も含めて、基準になるようなきちんとしたデータがなかなか整備できていないという状況もございまして、来年度につきましては、まずは実績値がベースにあって、それと比較してどうかというところから考えていく必要があるかと思っております。

まず来年度初回の入札の条件としては、回収率というものを上げて、事業者の方の創意 工夫でどのぐらいいくのか。それは、まず一度実施をさせていただければと思っています。 そういった中で、結果的にどう中身が変わってきているか、その辺も判断して、次回より よい判断基準があれば、そこは改めていく形にしたいと思っております。

小林委員 民間事業者の方で、回収率というのがターゲットになってしまうと、回収率

を上げればいい、100 %回収できればいいということが目標になってしまうと思います。 重要なのは、例えばここはどうやって記入するんでしょうかという照会に適切に対応でき るかというところが問題だと思います。だから、その辺をターゲット性というようなとこ ろに加味していかないと、この事業を民間に本当に委託していいのか、競争入札にかけて いいのかということになると思うので、そこはもうちょっと検討してほしいと思います。

先ほど統計局に戻ってきた後で、中身を入力していくときに、いろんなカウントをするというお話があったので、統計局での入力のときの結果を、何らかに反映できないのか。工夫ができないのかと思います。

樫谷主査 ただいま御回答いただけますでしょうか。今の指摘は、回収率よりも適切な 対応がされているかどうかが問題だと。例えば空白のところがあるとか、誤記入があると か、そういうことについて、評価の対象にできないのかということです。

飯島調査企画課長、どうぞ。

飯島調査企画課長 確かに御指摘のような数字が明確にすぐに取れれば、そういったものも検討する必要があると思っておりますが、現時点では、今までの実績値として、きちんとしたものが基準としてお示しできるものがなかなかないということもありまして、初回は今まで私どもの方できちんとモニターしていた回収率のところを、まずは提示する形でいかがでしょうかということで、ここはつくらせていただいています。

もう一つは、質問に対して適切に答えられるかどうか。これも非常に重要なところで、そういったものが誤記入の防止につながっていくわけですけれども、そこは定量的な把握ではありませんけれども、随時、統計局の方から、モニタリングという形にはなるかと思いますが、統計局の方からも問い合わせセンターに電話をしてみて、適切な回答が返ってくるかという確認はするということで、今回の仕様書にも入れてございます。11 ページの下のアのところで、民間事業者への電話を適宜行って、適切に対応していくかどうか、その辺りの確認はいたしたいと思っております。

樫谷主査 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 現実のやり方を教えてほしいんですけれども、例えば回収なさった回答票に誤記入が幾つかある。そうすると、そこの会社名と内容を業者に伝えるわけです。 そして、業者はそこへ電話する。

例えばソニーが間違ってきた。そうすると、ソニーという会社のここの欄が間違っていると、センターか統計局からおっしゃる。業者はソニーへ電話して、おたくのマニュアルに従って、おたくのここは間違っているようですと言う。そうすると、正解なデータ票というのは、どうするんですか。もう向こうには回答用紙はないですね。現実にはどうしているんですか。

飯島調査企画課長 何か書かれていて、その記入が実はおかしいというような際には、 集計の段階で統計センターの方から、直接確認をする形です。

斉藤委員長代理 お客さんへですか。

飯島調査企画課長 はい。

斉藤委員長代理 そこはもう業者には回さないんですね。

飯島調査企画課長 はい。ですから、白紙で返ってきたものは、返ってきたけれども、 白紙だからもう一回督促してくださいという連絡は業者に示すことになると思いますが、 記入がされているものの中身の不備については、集計段階での確認ということで、次のス テージに入ってくるということです。

斉藤委員長代理 そこはもう民間の事業範囲ではないということですね。

もう一ついいですか。

樫谷主査 どうぞ。

斉藤委員長代理 19ページの別紙 3 に「1 従来の実施に要した経費」として、こういうふうに書かれているわけですが、これを民間のどこか一部にやらせたときに、この表のどこに、どういう形でプラスマイナスが出てくるんでしょうか。

飯島調査企画課長 ここでいきますと、大きく経費としてかかっていますのは、職員の 人件費のところと物件費です。物件費はほとんど郵送料であります。送付の仕方を郵便で はなく別のものを使うとか、あるいは人件費のところのコストの辺が変わってくると想定 されます。

斉藤委員長代理 なるほど。そういう形になるんですね。

なくとも官の方の人件費の部分は減る形になると思います。

小林委員 今の話は、先ほど私が質問したコストを削減すると、ここの人件費と物件費の部分が削減になるというか、それがコストダウンにつながるという理解でいいんですか。 飯島調査企画課長 そこの部分を民間の方にまとまった形で委託するということで、少

斉藤委員長代理 官からご覧になるとそうですね。ところが、本当のトータルコスト、この事業ではまだ小さいですからあまり問題ではないですけれども、もうちょっと大きいケースを考えるとしますか。そうすると、民間でも減価償却費とか、場合によっては退職給付、特に間接部門が発生するわけですね。それを恐らく民間はチャージしてくると思います。これは役所の方でやっていらっしゃる参考計算ですから、ここにプラスマイナスはできないと思いますので、何か費用項目が発生するのではないかなと思います。

例えば物件費というのがほとんど郵送費だとすると、本来のコストというのは、トータルとして、どうなっているかというのが非常に重要ではないかと思います。今回の計算ではないと思いますが、この前、NHKで放送していましたけれども、公的機関でおやりになっていたものを、民間開放だといって民間業者にやらせたら、何をやったかというと、公的機関からいただいていた給料を10%カットして、公的機関から見たときのコストと変わっていないんです。結局、従業員のコストが10%カットされてしまって、その10%は業者の利益になっているんです。こんなことをやったのでは、民間開放をやっている目的ではないと思います。本来トータルの官民合わせたコストが下がらなければいけない。そのときに、何も一番弱い従業員の賃金カットだけで、結局それが民間業者の利益になってい

たのでは、意味がないと思います。やはり全体の作業そのものが効率化していかなければいけないのであって、場合によっては、賃金は上がるぐらいでやらなければいけないと思います。

そういう意味では、こういうときに、業者が民間業者を使う一つのメリットというのは、例えば統計局の科学調査だけをやっていない。 ほかのことを同じように全国で展開しているために、ここの部分だけを取ると、範囲が大きいから非常にコストが安く出来るというメリットがあって、そのコストがここにくる。

例えば、今、統計局でおやりになっている非常勤の方のコストが半分になって、間接費の 40% だけのってくる。あるいは 9 掛けで終わるとか、非常勤は当然民間を使っていらっしゃるんですから、御省から見ると、常勤はそのままですね。非常勤はゼロだけれども、何かエクスペンスが発生するように思います。

樫谷主査 そうですね。

斉藤委員長代理 違いますかね。

樫谷主査 そう思います。

斉藤委員長代理 そこを非常にしっかりとらえておかないと、これは何をしているかわからなくなると思います。

樫谷主査 工夫の余地というのはありますね。

斉藤委員長代理 だから、民間開放してコストを下げて質をよくするということは、民間のメリットというのは何だというと、例えば科学技術研究調査のこの部分だけをやる民間は、はっきり言うと、多分いないのではないかと思います。いるとすれば、はっきり言って、よほど奇特な人か、あるいはよほど従業員をこき使って、1時間100円ぐらいで働かせるような会社、とんでもない会社だ。そんなものを民間開放の結果、この社会にもたらすのは、間違っていると思います。

そうではなくて、民間開放というのは何だというと、民間が大きなパイを使っている。 その何分の一かの仕事になるために、御社だけでおやりになっているよりも、ここのコストは安くなる。それを利用してやろうということでないと、これは本末転倒になってしまって、逆にコストが上がったりして、それこそワーキングプアーが物すごく発生してしまって、行政改革とは何だったんだという国民の声になってしまうと思います。ここは非常に重要だと思うので、これから見ると何か経費が発生して、こういう表とその後の表が比較されて、なるほどというものが出てこなければいけないのではないかと思います。

わからないままに言っていますから、どこか間違っているかもしれませんけれども、参考までに申し上げました。

樫谷主査 物件費は基本的に実費ですね。工夫の余地というのは、ほとんどない。郵送料は、メール便を使うとか、それぐらいはひょっとしたらあるかもわかりませんね。

斉藤委員長代理 メール便もお使いになっているんだろうと思います。今はみんな郵便ですか。

飯島調査企画課長 郵便です。

斉藤委員長代理 なるほどね。

樫谷主査 それができるかということです。

あと、もし入札をするとしたら、これはあくまでも想定、想像だと思うんですが、どういうところが入札されますか。例えば秘書何とかセンターみたいなところがありますね。 秘書業務を代行するようなところとか、あるいは通信販売で電話を分けられているところとか、そのほかにどんなところを想定されているんですか。

統計局関係者 基本的に私どもで想定しておりますのは、今おっしゃったようなところと、あと調査会社でも電話調査をやってございますので、そういう統計調査の電話調査を やられているようなところであれば、受注は可能かなと考えております。

樫谷主査 わかりました。

そのほかに何か御質問ありますでしょうか。いかがですか。廣松専門委員どうぞ。

廣松専門委員 戻るような形で恐縮なんですが、最初の御質問の中にあった回収率のことなんですけれども、途中段階というか、統計局に記入された個票が戻ってくるまでは、督促、問い合わせ等は民間の業者が行う。統計局が一旦受け取って、開けて、それから入力に回したときに、そこで当然いろいろ誤記だとか、あるいは空欄だとかが出てくると思うんですが、そこから先を統計センターがやるんですか。

飯島調査企画課長 そうです。

廣松専門委員 そうすると、例えば一つの調査対象業者、企業が最初の段階では、もし期日までに間に合わない等であれば、ここでいう科学技術研究調査お問い合わせセンターから電話がくるわけですね。出した後は、今度は統計センターの方から問い合わせがいくという形になるんですか。

千野経済統計課長 その点は現状においても、督促、照会対応は統計局が行っておりますが、集計段階の疑義照会は統計センターという違う組織から電話がいくようになっておりますので、それと同様の形になるということだと思います。

廣松専門委員 ただ、一般の認識では、統計局、統計センターは、今も恐らく国の機関であろうということで、それはそうだと思うんですが、今回、民間の業者が入ったときに、民間の業者からの督促と、統計局等からの問い合わせの間はどうなっているのかということに関しては、また別の説明が必要になるのではないですか。

飯島調査企画課長 今回、回答の返送先は、統計局があて名になりますので、回答された会社の方は、一応統計局あての郵便物を出せば、その後は統計局、統計センターとほぼ同じと考えられるのかどうかわかりませんが、そちらから、今度照会がくること自体は、特に違和感はないのではないかと思います。

廣松専門委員 これは切り出し方の問題だろうと思うんですけれども、統計局があって、 ここでいう科学技術研究調査お問い合わせセンターがあって、統計センターがあってとい うと、何だかすごい複雑な印象を受ける。もしこの形でやるならば、説明を十分徹底する 必要があるだろうと思います。

それに関連して、回収率というのがいろいろ議論になっていて、私も問題だと思うんですが、4番のところで、業務に当たり確保される質、回収率として、具体的に 100 %、99%、79%と書いてありますね。これは平成 17年のときの実績のようなんですが、極端にいうと、コスト、金額のことに関して、この要項の中には具体的に何も書いてなくて、参考という形で出てきています。

それはおくとして、もし回収率を質等の指標だとすると、それは統計法上、本来 100 % であるべきですね。そうであれば、何だか最初の段階からあきらめるという言い方は変ですけれども、100 % でなくてもいいという書き方は、ちょっと抵抗があります。

具体的な回収率の表は 21 ページに「4 従来の実施における目的の達成の程度」というところに、実績というか実態的な回収率が書かれています。これは単なる回収率よりも、恐らくいろいろ統計センターが問い合わせをして、多分、入力に用いられた有効回答率だと思います。だから、ここであえて、こういう形で 100 、99、79 と書く必要があるのかどうかというのが、気になります。

斉藤委員長代理 今のことに関連して、一つ教えてください。

今の先生の御質問のベースになっていると思うんですが、要するに、間違いであろうが何であろうが、1回戻ってきたら、それは回収の計算になるんですか。白紙以外がということは、みんな回収すると計算されるんですね。そうでないと、今のお話だと、そこから先、業者は何もできませんね。

飯島調査企画課長 白紙以外は回収という扱いです。

斉藤委員長代理 そうすると、まさしくクオリティーの問題。有効回答率という問題が これは出てきますね。

樫谷主査 何かちょこっと書いて出した方がいいと思います。

椿専門委員 先ほどからの議論は、全くそのとおりだと思いながら見ているところが多いんですけれども、例えば医薬品関係の臨床試験のデータで、いわゆる不完備なデータ、非常に問題のあるデータが 10% 含まれていた場合に、その臨床試験の自体のデータの信用性を疑うような形の一つの明確な基準があったりするわけです。

今回の場合、しかも、今の品質の基準として、回答率が非常にわからなくなっているというのは、やはり業者さんの実績の部分ではない部分を非常に多く含んでいることもあるわけで、極端な話、民間業者に 79% という目標をつくるということは、ある段階で、回収率が 80% を超えていたら、民間の方は何の創意工夫もしなくて、仕事をやらなくてもいいという目標を提示したことになるわけですね。

先生方がおっしゃっているように、本来は一連の仕事のプロセスモデルで考えたときに、 プロセスモデルの中に二つの業種業態が交じって、いろいろな情報交換をするという非効 率性がある。過渡期的にそれがあるということも問題なのかもしれませんが、まず品質の 指標としては、先ほど課長さんがおっしゃられたけれども、可能な限り、統計局が発注し た、ここを督促してくださいとお願いしたものに対して、何が起きたかという形にすることが望ましい。今回それが難しくても、そういうものの指標をとっておく必要性はあるだろうと思います。

更に、前回無督促での回収率は30%。これは民間かどうかというのはわかりませんけれども、そうだとしたら、残りの70%のうち、例えば民間の場合は8割を回収するということを、少なくとも目的にするということが一つあるでしょうし、一方、今、挙がりましたように、また一方で品質というのは、その後のプロセス、今回統計センターさんがその審査とか問い合わせという作業をして、そこにいつの間にかマンパワーがかかることが予想されていますけれども、自分たちのプロセス、工程の後にきている方々にどれぐらい経済的な損失を与えるかというのが、ネガティブな意味での品質概念になっているわけですので、ここに関して、今、全く白紙以外の回答率という以外に、完全な回答率というもので、ここに関して、今、全く白紙以外の回答率という以外に、完全な回答率というもの、審査ないしは疑義照会を要するような回答がどれぐらいあったか。それが全く督促をかけなかった。3割ぐらいの一発できている方々の不完全回答率に比べて、上昇しているのかしていないのかというようなことを一連の判断にするということは、常に可能だと思うので、やはり素朴な回答率自体を品質指標とすることに関しては、非常に無理があるのではないかというのが第一感ということでございます。これからいろいろ民間開放を進めていく上で、こういうものをつくるという上で、やはりいろな指標を組み合わせていただくという努力を是非していただければと考える次第です。

樫谷主査 何かございますか。

斉藤委員長代理 やはり回収率と業者の努力、数学の大家がここにいらっしゃるのにあれですけれども、これは関数方程式になっていないように思います。要するに、郵便でぱっと送って、極論すれば、何にもしなかったけれども、みんなパーフェクトに書いてきてしまったら、回収がばっと戻って、何もしなくていい。ところが、フェイルしたものが戻ってきて、そこのフェイルしたものをどうするかが業者の努力であり、方程式の関数になると思います。何もしなくてもちゃんと戻ってきたところは、はっきり言うと何でもないんです。極論しますと、だれがやっても同じ結果です。だから、回収率という名前で評価してしまうことに、これはf(x)の方程式が成り立っていないと思います。回収率と業者の努力というのが、関数になっていない。

樫谷主査 実施要項の 22 ページに、督促の回数と回収率との関係が書いてありますね。 この辺との関係で、何か御説明していただくことはありますか。「注記事項」のところで す。

飯島調査企画課長 今、統計局の方では、こういう形で督促をしています。タイミングを決めて、一定のやり方でやっておりまして、そこまでの回収率とその後どう変わったかというのは、これで大体数字が追えると思います。ですから、今と同じようなタイミングで仮に督促をする。これも最初は葉書で送るだけですので、文面の中身でどれだけ影響が出るかという創意工夫はあろうかと思いますが、同じタイミングで固定してしまうと、そ

れほどの創意工夫はあり得ないと思うので、事業者に受けていただく場合には、どういう タイミングで、またどういう形で督促するかということも、ほかに工夫の余地があれば、 この辺りでやっていただくということを考えています。

そうすると、例えば1回目の督促の客体に対して回収がどのぐらいきたかというのを、 仮に指標にしようとしても、そもそも督促をするタイミングが変わると、客体自体がまた 変動してきますので、なかなかそれ自体が基準になり得ないというのが苦しいところで、 そういう難しさもありまして、トータルの回収率というのを基準の方に持っていく形にさ せていただきました。

あと、例えば延べの督促の回数を仮に分母にした場合には、難しいところに何度も何度も繰り返しやればやるほど、結果の回収率が下がっていくようなこともあり得ますし、適切な指標がほかにはなかなか考えられないということで、今のトータルの回収率を置かせていただいたという状況でございます。

樫谷主査 椿専門委員、どうぞ。

椿専門委員 大変細かいことで、私は督促の回数とかという話を分母にしないというお話はよくわかるんです。つまり、それはあくまで創意工夫でやっていただければいい部分で、どういう督促をやるということに関して考えていけばいい。

ただ、統計局さんで、こういう方々はまだ届いていないからという形で、第1回目にこの方々が到着していないという人数は、はっきり業者さんに、先ほどの毎週1回送るというリストの第1回リストというのを送られるわけですね。これは分母として確定しているのではないかと思うんですが、それがどういう推移で、そういうもののリストが減っていくかということは、また別にあるとしても、最初に業者さんにお願いした分母自体は確定しているのではないかと思います。これは仕事のプロセス上、私の誤解なんでしょうか。

千野経済統計課長 最初に督促をお願いするリストは、かなり広いリストになっておりまして、そこはそれほど督促が難しくなくて、今の状況でいきますと、1回、2回、3回といくに従って難しくなっていくということがありますので、いろいろ考えてみたいとは思いますが、最初の督促のリストだけですと、回収しやすいところを重点的に回収するようなこともありますので、それをどう避けるかというような工夫も必要になると思います。

斉藤委員長代理 だから、やはり 100 なんです。おっしゃるように結果としては 79 とか 80 になるんだけれども、ターゲットは 100 なんです。それで先ほど椿先生がおっしゃったあれが分母で、最初にこれをチェックしてください、フォローしてくださいとおっしゃるのが分母で、それから 100 に向かって工夫が入ってくると思うんですけれども、どうなんでしょうね。業者の努力というのは、全体の回収率よりは、随分、質と関連性が出てくるように思います。そこはいろいろね。

飯島長企画課長 明確な形で、前年、今年、来年ときちんと比較可能な形で指標がとれるのかどうかは、確認をさせていただきたいと思います。

樫谷主査 何かございますか。廣松専門委員どうぞ。

廣松専門委員 今の議論は恐らく尽きないと思うんですが、細かい点で是非お願いが 2 点あります。一つは 4 ページのところで、前回は電話対応マニュアルという書き方だったのを、今回は照会事例集と名前を変えるということですが、そのときに、恐らく皆様も御経験済みのことだと思いますけれども、恐らく問い合わせで最も多いのは、この調査は何のためかとか、何に使われているのかということだと思います。ですから、その点に関して、受けた業者が対応できるようないろんなケースを想定して、是非この科学技術研究調査というのが、どういう意義を持っていて、それがどういう使われ方をしているのか、特に、これは最初に申し上げましたとおり、現在の日本の科学技術政策の基本になる数値ですから、その点を十分民間業者の方にも説明ができるように、かつ、調査対象企業にも理解していただけるように工夫していただきたい。それを是非お願いしたい。

2点目も細かいところで恐縮ですが、8ページの教育研修についてです。今回はかなりスリムになったということで、それはいいと思うんですが、ただ、言葉じりをとらえて恐縮ですが、個人情報保護という言葉があるんですが、勿論、それが今、全体の雰囲気として大変重要であることは事実なんですけれども、今回は企業が対象ですから、直接には個人情報保護とは関係ないというか、どちらかというと秘密の保護ですね。ですから、個人情報保護という言葉が入っていることはいいと思いますけれども、同時に秘密の保護ということに関しても、統計法の中にも入っているわけですけれども、それ以上に、もっと一般的な意味での秘密の保護ということを強調して書いておいていただければと思います。

以上です。

樫谷主査 よろしいですか。

それから、気になるのは、今の21ページの「4 従来の実施における目的の達成の程度」というのが、大学と非営利と企業がありますが、企業は82、82、79と3%減っていますね。これはどういう傾向なんですか。たまたまの話なのか、何か特別な事情があって、より難しくなったので嫌だということで減っているのか、その辺はどういうように分析されているんでしょうか。

千野経済統計課長 この部分はなかなか難しい部分ではございますが、一般的に統計の協力度合いが悪くなっているという状況が世帯に関しても、企業に関してもございます。したがって、79%というのが一時的かどうかというところは、あと何年か見ないとわからないと思いますが、回収が以前に比べて難しい環境になっているということの表れではないかと考えております。

樫谷主査 これは 15年以前はどんな感じだったんですか。

千野経済統計課長 今、手元に数値はございませんが、想像すると、恐らくこの時点よりも低いということはないのではないかと思います。

樫谷主査 これは減ったということですね。急にぽんと落ちているので、16 年度と 17 年度は何か特別な事情があったのかどうか。

千野経済統計課長 そういう意味では、16年度と17年度の間に特別な何かがあったか

と言われると、個人情報保護法の施行が 17 年 4 月ということもありまして、世帯調査の方にはいろいる影響がございますが、それがもしかしたら、企業調査の方にも影響を与えているのかもしれないと思います。

樫谷主査 今18年度をやっているわけですね。もう終わったんですか。

千野経済統計課長 ちょうど集計が終わったところです。

樫谷主査 それはどのぐらいになっているんですか。

千野経済統計課長 17年度と大体同じくらいです。

樫谷主査 そのほか何かございますか。佐藤専門委員どうぞ。

佐藤専門委員 調査対象を企業とそれ以外に分ける理由はわかるような気もするんですが、そもそも論で恐縮なんですが、大学と非営利団体・公的機関という区分も設ける理由は何なんですか。

千野経済統計課長 これは恐らく結果利用のところで、大学の数値、大学以外に公的機関の数値、そういう利用をしたいということだと思います。こういう区分については、OECDの国際基準がございまして、それがこういうふうに分けられている。それに沿った分け方になっております。

佐藤専門委員 大学については、実績が 100 %となっているのは、調査に対して回答を出していることが、例えば文部科学省の所管の研究調査費などがつくための条件になっているとか、何かそういう経済的な動機があるから、100 %になっているんですか。

千野経済統計課長 直接お金と結び付くようなことはございませんので、公的な国との結び付きの近さ、遠さなのかなと思います。非営利団体・公的機関の部分には、財団法人のようなところも入りますので、財団法人というと、何か国の認可で設立したとはいえ、国とかなり独立に運営しているようなところもあると思いますので、そういったところの差なのかなと思いますが、いずれにしても、公的機関も 99%ですので、大学と公的機関はほぼ同じような感じなのかなと考えております。

佐藤専門委員 そうすると、企業に関する限りは、完全にお願いベースで、企業側には何のメリットもないけれども、科学技術振興に必要な基礎資料を得るという目的に協力していただくことが、企業の社会的責任ですとか何とかという形で、調査に協力をお願いしているという理解でよろしいんですか。

千野経済統計課長 統計というのは、いろんな政策の基盤になりますので、この統計によって、例えばこういう分野に何か問題があるということがわかれば、それを基にいろんな施策が講じられますので、そういった統計があって、直接ではなくて、その先に施策があって、その先で例えば何かの振興策に結び付いていくというようなことで、めぐりめぐってメリットがあるというようなことだと思います。

佐藤専門委員 恐らく今回は調査票というのは、完全に民間事業者がどういうふうに、 例えば選択式のものにするのか、自由記述式のものにするのかというような、そういう調 査票の内容については、全く関与する余地はないという理解でよろしいんですか。 千野経済統計課長 そうです。

佐藤専門委員 前回も申し上げましたけれども、実施要項の2ページの「(イ)調査票甲(企業等 B)」で、要するに、ある企業がどこの分野にどういう投資をしているかなどという情報は、企業秘密中の企業秘密もいいところで、先ほども個人情報の問題よりは、むしろ営業秘密の問題だろうということになると、この調査票は、返した後は、行政機関が保有する情報の公開に関する法律でいうところの非開示文書になりますということは、例えば調査票に書かれているのか、あるいは調査票に回答した人が、これは秘密として取り扱ってくださいとお願いベースで出てきたものについては、秘密に取扱いますというようなお取扱いなのか、そこら辺はいかがなんですか。

千野経済統計課長 その部分は、まさに統計調査を実施する上での根幹の部分でございますので、統計法の中で秘密の保護については、非常に厳しい規定がございまして、そういう規定があることによって、個人情報保護法も適用除外になっております。そういうことがございますので、情報公開といいますか、統計法上、秘密の保護がきちんとされていますということは、わかりやすく書いてございます。

佐藤専門委員 ありがとうございました。

樫谷主査 よろしいでしょうか。小林委員どうぞ。

小林委員 1点だけよろしいですか。

すごく基本的なことで恐縮ですけれども、私は気になっていて、先ほどのフルコストの問題と関わって、21ページの「3 従来の実施に要した施設及び設備」のところで、民間競争するときにここの部分がカウントされていないわけなんです。この部分のコストというのは、どうなってしまうんでしょうか。それは総務省の中のほかのところに、周りに移してしまうのか、今まで使われたコストというのはどうなるのか。そこだけ確認したいです。

飯島調査企画課長 コストのところでいきますと、19ページの方ですが、ここの「減価償却費」の中に入れ込まれているとお考えいただきたいと思います。

小林委員 そういうことではなくて、勿論、減価償却費の中に参考値として入っている んだと思うんですけれども、従来の業務に使用していた部分のコストというのは、今後ど こが負担するんでしょうか。電話とかファックスとか何とかというのを含めて、これは持 っていったわけですね。

飯島調査企画課長 従来、統計局が使っていたこの部分がどうなるかということですか。 電話のところは、職員もこれに応じて変わるということもあり得ますけれども、必要がな くなれば、この部分は設置されなくなるかと思いますが、ただ、通年で考えれば、いろい ろな業務の一環として使っている部分でもありますので、ファクスとかコピーとか、そう いうのも含めて、パソコンもそうですが、全部継続的に使用する形になると考えておりま す。

樫谷主査 時間が相当過ぎてしまっているんですけれども、今お聞きしたものは、範囲

がもともと科学技術研究調査の中の本当のごく一部だけを切り出してやるということと、 これは統計局だけではなくて、統計センターとの関係が出てくるわけです。ということは、 連絡業務とかチェック業務というのがかかって「市場化テスト」に出しても、かえってト ータルコストが増えているのではないかと思ってならないんです。だから、こういう切り 出し方というのは、今回はしようがないと言えばしようがないんですが、もっと幅広目に 統計調査全体を出すとか、何かそういうような工夫をしていただかないと、本当に企画立 案の部分はしようがないのかもわかりませんけれども、全体の部分を出していただかない と、それこそ印刷とか様式とかレイアウトだとか、みんなあると思うんですけれども、そ の全体を出していただかないと、何か連絡調整業務だけで、当然いろんなものが統計局で 集計して、また出してくる。これをまたセンターの方に出すとかね。また、民間でもらう とか、そんなような業務ばかり増えてしまって、我々の常識では結果的にトータルコスト が多分上がっているはずなんです。よほどこれが1円入札をしてもらえれば、変な話が別 ですけれども、そんなことは合理的ではないので考えられないわけです。そうなると、こ れはコストが上がっているのではないか。つまり、削減ではなくて「市場化テスト」をや ったことによってコストアップになっているのではないかというふうに、この入札の委員 会が指摘されたら、我々の責任であるかどうか別として、我々も申し開きようがないので、 これはコストを下げなければいけない。質を上げながら、維持しながら、下げなければい けないんだということを意識した切り出し方をしていただかないと、これは誠に困った話 で、私は恐らく合理的な金額で入札された場合は、自主的にコストアップになっているの ではないかと思います。手間暇もかえってかかるのではないかと思います。

あと質についても、確かに回収率というのが問題というのはよくわかる。一番重要な指標だというのはわかるんですが、それぞれ統計局とセンターと民間事業者があって、どれがどの責任か非常に不明確なんです。当然、責任がそれぞれあるはずですので、その辺についての責任の割合も、今の作業を通じて、よく測定していただきたいと思います。次の入札に生かすようなデータを、いろいろいとっておいていただきたいと思います。

それから、評価委員会の問題があるんですが、評価委員会はつくらないということです ね。有識者に意見を聞くということだけと理解してよろしいんでしょうか。有識者にと書 いてあるんですが、委員会ではなくて、聞くということですか。

飯島調査企画課長 有識者からは、きちんとお聞きする形にしたいと思います。

樫谷主査 ばらばらに聞くということですね。いいかどうかは別として、委員会をつくって、そこでするのではないと理解してよろしいですね。

飯島調査企画課長 まだそういうところまで決めてはおりません。少なくとも有識者から御意見は伺う。

樫谷主査 有識者の意見は、ちゃんと公開されるんでしょうか。透明性をもって評価されたということが明確になるようになっているんでしょうか。聞きましたというだけでは、いけないと思うので、どういう意見が出て、どういう対処をしたのかについても、ちゃん

と開示していただきたいと思います。

飯島調査企画課長 そこは公開するようにしたいと思います。

樫谷主査 佐藤専門委員どうぞ。

佐藤専門委員 実施要項案の 19ページの別紙 3 に載っている「1 従来の実施に要した経費」の「(a)+(b)」という金額と、この事業を入札に出したときの予定価格の関係を教えてください。

飯島調査企画課長 これが参考の数字ということで、予定価格自体を明確な数値という 形では公表できませんので、参考として、こういった情報を提示させていただいていると いうものでございます。

佐藤専門委員 御趣旨は「(a)+(b)」という数字は、先ほどの「市場化テスト」に出したことによって、コストアップにつながるのではないかという指摘ともつながるんですけれども、従来これだけの経費でやっていたんだから、これ以上は支払う用意もないと考えれば「(a)+(b)」というのが、予定価格を別の形で表現したものだというふうに、この資料は受け止めてよろしいんですか。

飯島調査企画課長 このどこかを計算すれば、これがそのまま予定価格になるというものでもございませんので、あくまで参考ということで、情報を出させていただいているところです。

佐藤専門委員 ちなみに、本件の入札でも予定価格は設定されて、それを超える札入れがあった場合には、その点は失格になるという具合でよろしいんですね。

飯島調査企画課長 そこは決まらないことになります。

佐藤専門委員 わかりました。

樫谷主査 ありがとうございます。

時間が超過してしまいましたので、意見がたくさんあると思うんですが、本日の審議は ここまでにしたいと思います。

本日の審議を踏まえて、事務局から今後に向けて、この場で整理すべき事項がありましたら、簡単によろしくお願いします。

徳山企画官 今日の審議を踏まえまして、従来のやり方であれば、また事務局と統計局さんの方とで、いろいろ詰めていくことになるかと思うんですが、整理をさせていただきますと、まずサービスの質の設定で、全体の回収率というところで、今、設定されておるわけですが、委員会の方として、到底納得したという段階ではないと見受けました。特に、サービスの質ということであれば、有効回答率という視点であるとか、あるいは事業者の努力の反映ということであれば、督促に対する回収率といった視点を生かすべきではないかという点につきましては、委員の方から指摘があったかと思います。

また、いろいろな指標を組み合わせるといった指摘もあったかと思いますので、これらの点を踏まえまして、現在、設定されておりますサービスの質が適切であるかどうかにつきまして、改めまして、事務局と統計局の間で、今後、年末、1月に向けて詰めていくこ

とにさせていただきたいと思います。

もう一点は、対象業務の範囲ということでございますが、事務局と統計局さんの方でのこれまでのやりとりの中で、次年度、次回以降については、印刷であるとか、回収業務についても拡大することを検討するという回答をいただいております。また、契約期間につきましても、複数年化を図ることを検討するという回答もいただいておりますので、こういった回答をベースに、今回の事業がモデル事業的なものであるということを踏まえて、実際、今後どうするかということについても、今後、事務局と統計局さんとの間で詰めさせていただきたいと思います。

最後に、その他、今回議論されなかった点につきまして、事務局が気づいた点がございまして、例えばちょっと話題になりましたが、低価格入札の場合をどうするかであるとか、その場合、再度広告入札が可能であるかとか、あるいは報告の頻度であるとか、金品の授受であるとか、あるいは帳簿記録の作成の問題であるとか、あるいは実施期間終了後の調査時点の問題であるとか、その調査項目の在り方であるとかがございますので、これらの点につきましても、引き続いて、事務局と統計局の間での調整事項とさせていただけたらと思います。

事務局からは、以上でございます。

樫谷主査 今の点について、統計局から何かございますでしょうか。

飯島調査企画課長 今の御指摘も踏まえて、また事務局ともよく相談させていだたいて、 進めていきたいと思います。

熊埜御堂参事官 1点だけ済みません。

サービスの質についての議論は、年内に事務局とまとめる方向で努力させていただきたいということで、よろしくお願いします。この場ではっきり申し上げておきます。年明けまでずるずるやると、そちらの実施時期に関わりますので、年内に詰めさせていただきたい。それも今日の議論で非常に異論が多々出ましたので、サービスの質については、どういうふうにやっていくのか、きっちり整理した紙を次回出せるようにやりたいと思いますので、御協力をお願いします。

以上です。

樫谷主査 よろしくお願いします。

それでは、科学技術研究調査の実施要項案につきましては、本日までの審議を基に、修正などを行うこととし、残る論点につきましては、事務局と統計局側で、次回の審議までにとりまとめを行う方向で整理してください。特に、質については、次回までではなくて、12月までということですね。

なお、調整につきまして、疑義が生じた場合には、各委員にメールなどでお知らせし、 適宜意見交換を行いながら、とりまとめを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

私が聞いていまして、極めて不十分という部分がありますので、是非事務局と精力的に

詰めていただいて、何かいいアイデアなり、考え方で、もう一度整理していただきたいと 思っております。よろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程は、追って事務局から連絡いたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。